

『きずなBOX』にたくさんの食品・食材の寄贈をありがとうございます

社会的に支援を必要とする人たちへ、食の支援活動をおこなっているNPO法人フードバンク茨城（※以後、フードバンクと記載）の「きずなBOX（食品収集箱）」を市役所1階のロビーに設置しています。多くの市民の皆様から毎週たくさんの食品や食材の寄贈をいただき、フードバンクを通じて県内の生活に困っている方、子どもたちの食事の確保に大いに役立っています。また、本市の「きずなBOX」への寄贈量は県内でも特に多く、市民の皆様の関心の高さを感じています。

無理のない支え合い運動を広め継続していくために、少量の食材でもいただき物でも結構です。身近な地域で、あるいは職場や家庭で余分にある食品・食材のご提供をいただきたいと思います。

引き続き、市民の皆様の深いご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

●ご協力いただきたい食品類●

- ・お米・缶詰類・インスタント食品類・レトルト食品類・調味料類・油・飲料水
- ・菓子類・乾麺（パスタ、うどん、そば、ラーメンなど）・その他保存の利く食品・食材等

※いずれも未開封で賞味期間が2カ月以上あるものをお願いします。

※生鮮食材、要冷凍・冷蔵食品、酒類はお預かりできません。

問 本庁 社会福祉課保護G ☎52-1111 内線132



歳末たすけあい援護金申請のご案内

明るいお正月を迎えられるように歳末たすけあい運動でお寄せいただいた募金を、歳末たすけあい援護金として、生活に経済的な支援を要する世帯に対し配分を行います。援護金の配分を希望される方は、下記内容をご確認のうえ申請してください。

1 配分の対象となる世帯

在宅であって10月1日現在、次の（1）（2）（3）の条件いずれも満たしていることが必要です。

- （1）常陸大宮市内に6か月以上居住する世帯
- （2）生活困窮の状態にある世帯
- （3）市民税が非課税世帯で、次に掲げるア～オの条件いずれかに該当する世帯
 - ア. 満75歳以上のひとり暮らし高齢者
 - イ. 満65歳以上のねたきり・認知症高齢者のいる世帯
 - ウ. 準要保護世帯の認定を受けている世帯
 - エ. 重度障害者のいる世帯
 - ①身体障害者手帳1級または2級 ②療育手帳④またはA ③精神障害者保健福祉手帳1級
 - オ. ひとり親家庭（子供は18歳以下）

※上記に該当する場合でも、生活保護世帯や施設入所あるいは長期入院（6ヶ月以上）などの理由で在宅でない場合は対象外となります。

2 援護金の額と配分の方法

援護金の額は、今年度の歳末たすけあい募金の実績により決定します。

該当世帯には令和2年12月に民生委員が、手渡しでお届けします。

3 提出書類

「歳末たすけあい援護金配分申請書」

（申請書は市社会福祉協議会本所・各支所にあります。また、9月25日発行の社協だより「新星」にも掲載されています）

4 申請受付期間、提出先

受付期間 令和2年10月1日（木）～令和2年10月30日（金）

提出先 お住まいの地区を担当する民生委員、または常陸大宮市社会福祉協議会本所・各支所へ直接提出してください。

申込みについて、ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。

問【大宮】社会福祉協議会本所 ☎53-1125 【山方】社会福祉協議会山方支所 ☎57-6826
【美和】社会福祉協議会美和支所 ☎58-3311 【緒川】社会福祉協議会緒川支所 ☎56-2857
【御前山地域】社会福祉協議会御前山支所 ☎55-2733